

意見書

平成 20 年 3 月 31 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン(案)に対する意見募集に対し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、お礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

本年 3 月に実施された電気通信事業会計規則の改正に伴い、その適正な運用を確保すべく「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)(案)」を策定することは適当であると考えます。なお、行政が定めるガイドラインは、準法的拘束力を有するものと考えられ、本来、法令に規定する事項の具体的な運用ルールを定めるべきものであることを踏まえると、本ガイドライン(案)については、「根拠となる法令等の明確化」、「法令の内容を超え一定の方向性を示唆する記述の見直し」、「規定内容の更なる明確化」等の対応が必要であると考えます。

なお、本ガイドライン(案)には、今回の取り組みにより電気通信事業における会計整理等が「適正化」とされるといった記述がありますが、これは、これまでの電気通信事業会計規則に基づく会計処理が、あたかも適正でなかったかのように誤認される可能性があるため、こうした記述についても併せて見直しを行っていただきたいと考えます。

また、Bフレッツサービスの拡販においては、実態としてNTT東西から支払われる販売奨励金が代理店等におけるPC販売時等の値引きの原資として利用されており、結果としてFTTH市場(戸建て/ビジネス)におけるNTT東西のシェアが2007年9月末時点で77.8%という非常に高い状態になっています。このように、FTTH市場が独占的状态になっていることを踏まえると、NTT東西の支払う販売奨励金が競争環境に多大な影響を与えているもののひとつであることは明らかであり、本ガイドライン制定の目的である電気通信事業のコストの明確化という観点からも、Bフレッツサービスに係るコスト構造の詳細な分析並びにNTT東西における不当な内部相互補助等による競争阻害行為の有無の検証を直ちに行うべきです。このため、これらの分析・検証を確実に実施するために、必要な省令改正や本ガイドラインの改定等の措置が早急になされるべきと考えます。

以上